

令和7年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和7年5月7日午前10時00分	議長	久保広幸		
	閉会	令和7年5月7日午前11時04分	議長	久保広幸		
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員  出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷郁司	○			
	8	久保広幸	○			
	会議録署名議員	渡辺三義		工藤哲男		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩		主任主査 竹島美登里			
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町長	本田学				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副町長	今村保広		総務課長	丹崎秀幸	
	町民課長	本間希		総務課主幹	清水遊	
	町民課主任主査	角谷亮輔				
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第30号	財産の取得について
6	議案第31号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
7	議案第32号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第33号	町税条例の一部を改正する条例
9	議案第34号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎開会宣告

---

○議長（久保広幸君） 申し上げます。

4月27日に逝去されました、故杉田稔名誉町民の生前の御功績に敬意を表するとともに、御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（久保広幸君） 黙祷を終わります。

お座りください。

ただいまから、令和7年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

---

◎諸般の報告

---

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

◎町長行政報告

---

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 3月4日、3月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で3件御報告申し上げます。

1件目は、名誉町民、元町長、杉田稔氏が令和7年4月27日に御逝去されました。享年96歳でした。

杉田氏は、昭和46年5月から平成3年4月まで、5期20年の長きにわたり町長を務められました。杉田氏の性格は、温情、誠実そのままの人であり、信条は清廉潔白にして公平無私の信念を有し、また、豊富な識見と指導力により、陸別町の発展に多大な貢献をされました。障害者支援施設みどりの園、特別養護老人ホーム等の誘致、日産自動車陸別試験場の誘致、基幹産業である農業・林業の振興など、多くの分野に多大なる功績を残しました。この功績に対し、平成10年に名誉町民の称号が授けられ、平成12年には勲4等瑞宝章を受賞されました。

これまで町の発展のために御尽力いただいたことに対し、感謝を申し上げ、心より御冥

福をお祈り申し上げます。

2件目は、後期高齢者医療保険料の還付漏れについてであります。

令和5年度の保険料について、一部の方の還付処理に漏れがあり、支払いができていなかったことが判明しました。亡くなられた場合や転出などにより、保険料が更正された場合、既に納められた保険料が納めすぎとなる場合があります。

また、年金からの特別徴収のうち、仮徴収との精算で確定額を下回り、還付が生じることもあり、これについても還付処理がされておりました。還付対象者は69名であり、還付総額は62万4,516円となります。

原因としては、担当者間での事務引継ぎが十分にされていなかったことや、業務の進捗をチェックする仕組みが不十分であったことが原因であります。大変申し訳ございませんでした。現在までにおわびの文書送付とともに、還付処理を完了しております。

今後についてはチェック体制を整備し、事務処理体制を強化し、再発防止を図ってまいりたいと考えております。

3件目は、町内での交通死亡事故の件であります。

令和7年3月17日、道道津別陸別線で単独交通死亡事故が発生しました。現場は緩やかなカーブで、路面は積雪状態でした。

前回の交通死亡事故は令和5年10月13日に発生しており、今回の事故までに町の交通事故死ゼロは520日となっております。今後は、陸別町交通安全協会、本別警察署とも連携し、交通安全の啓発に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和7年陸別町議会第2回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に町長から提出のありました議案は、専決処分の承認2件、財産の取得1件、条例の一部改正4件、計7件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことといたしました。

よって、議案第28号から議案第29号までの専決処分の承認2件については、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決はそれぞれ各議案ごとに行うことにいたしましたので、御了承願います。

以上のおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

次にお諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

◎日程第3 議案第28号専決処分の承認を求めることについて

◎日程第4 議案第29号専決処分の承認を求めることについて

---

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第28号専決処分の承認を求めることについてから、日程第4 議案第29号専決処分の承認を求めることについてまで、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第28号専決処分の承認を求めることについてですが、国の交付金等の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をしたところであります。

続きまして、議案第29号専決処分の承認を求めることについてであります。一般会計からの繰入金等の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をしたところであります。

以上、議案第28号から議案第29号まで2件の内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第28号から議案第29号について説明させていただきます。

議案第28号の専決処分の承認を求めることについて、3ページをお開きください。

令和6年度陸別町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,233万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億7,707万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書で説明いたします。12ページをお開きください。

2番、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、2,711万6,000円の補正でございます。24節積立金、説明欄に記載のとおり各種基金への積立てでございます。国の交付金の確定に伴う分、寄附金、また事業確定に伴う精算、優良家畜支援事業の確定などでございます。

財政調整基金積立金2,574万9,000円。こちらは、歳出歳入の調整分を計上しております。ふるさと整備基金積立金16万5,000円、ふるさと納税7件分です。いきいき産業支援基金積立金150万9,000円、ふるさと納税5件5万8,000円。企業版のふるさと納税が2件150万円で、その次に説明いたします銀河線の基金との集計誤りで、その部分が4万9,000円減額となっております。

続きまして、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金5万円、ふるさと納税1件1,000円。集計誤りの分が4万9,000円増えております。町有林整備基金積立金4万

4,000円、ふるさと納税3件分。地域福祉基金積立金16万9,000円、ふるさと納税6件分。給食センター管理運営基金積立金3万3,000円、ふるさと納税4件分。森林環境譲与税基金積立金82万6,000円の減。こちら譲与税額の確定によるものでございます。地球温暖化対策基金積立金22万3,000円、ふるさと納税14件分。

以上で、積立金総額2,711万6,000円となります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費27節繰出金、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金で39万9,000円でございます。こちらは国、道の交付額の確定によるものであり、国保会計に繰り出します。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費20節貸付金3,985万円の減。こちら令和6年度の貸付額の確定によるものでございます。

続いて、歳入に移ります。7ページ、お開きください。

1番、歳入。

2款地方譲与税1項1目1節自動車重量譲与税176万1,000円の減。2項1目1節地方揮発油譲与税28万7,000円の減。3項1目1節森林環境譲与税82万6,000円の減。いずれも確定による減でございます。

3款利子割交付金1項1目1節利子割交付金3万6,000円の増。

4款配当割交付金1項1目1節配当割交付金43万7,000円の増。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目1節株式等譲渡所得割交付金132万4,000円の増。

6款法人事業税交付金1項1目1節法人事業税交付金115万3,000円の増。

7款地方消費税交付金1項1目1節地方消費税交付金162万2,000円の増。内訳は記載のとおり、地方消費税交付金分が74万6,000円、社会保障財源交付金分が87万6,000円の増です。

8款環境性能割交付金1項1目1節環境性能割交付金160万8,000円の増。

9款地方特例交付金1項1目1節地方特例交付金40万3,000円の増。

2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金163万4,000円の増。いずれも確定によるものでございます。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、特別地方交付税1,779万1,000円。こちらは、令和6年度の特別地方交付税が2億1,779万1,000円で確定したことによる計上となります。これにより、地方交付税の総額が23億7,079万8,000円となります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、国民健康保険事業保険基盤安定負担金の分が129万3,000円の増、未就学児均等割保険料負担金が1万1,000円の減。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、国民健康保険事業保険基盤安定負担金が91万2,000円の増、未就学児均等割保険料負担金が6,000

0円の減、いずれも確定によるものでございます。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、内訳につきましては、歳出で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

1節総務費寄附金15万9,000円。2節農林水産業費寄附金150万9,000円。3節教育費寄附金13万3,000円。4節民生費寄附金16万9,000円。5節衛生費寄附金22万3,000円。

18款繰入金1項基金繰入金4目1節いきいき産業支援基金繰入金3,985万円の減。こちらは歳出で説明しました優良家畜導入貸付金事業の歳出額の確定によるものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。続いて、議案第29号専決処分の承認を求めることについて、16ページを御覧いただきたいと思います。

令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,454万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書で説明いたします。

歳出から説明しますので、20ページをお開きください。

2番、歳出。

6款保健事業費2項1目保健事業費12節委託料4万1,000円の減。こちらはヘルスアップ事業関連業務の確定見込みによるものでございます。

続いて、歳入に移りたいと思います。19ページをお開きください。

1番、歳入。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、繰入金総額は39万9,000円であり、国、道の交付金の確定によるもの、事業確定見込みによるものなどが理由でございます。

1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分74万9,000円の減、保険者支援分274万3,000円の増。2節未就学児均等割保険料繰入金2万1,000円の減。3節事務費繰入金74万8,000円の減。4節出産育児一時金等繰入金66万7,000円の減。6節その他一般会計繰入金15万9,000円の減。

2項基金繰入金1目1節国民健康保険基金繰入金44万円の減。こちらは、歳入歳出額の調整でございます。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（久保広幸君） これから、議案第28号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度陸別町一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、7ページから13ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり承認されました。

これから、議案第29号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、19ページから20ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第29号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり承認されました。

---

◎日程第5 議案第30号財産の取得について

---

○議長（久保広幸君） 日程第5 議案第30号財産の取得についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第30号財産の取得についてですが、令和7年4月23日執行の入札に係る落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第30号の財産の取得について説明いたします。

財産の区分、町有公用車両（除雪ドーザ）。

財産の規格・数量、除雪ドーザ（11トン級）1台。

財産取得予定価格、2,376万円。税抜きですと2,160万円となります。

財産取得の相手方、帯広市西19条北1丁目3番5号。日本キャタピラー合同会社、帯広営業所長、西山尚貴であります。

4月23日に5社による指名競争入札を執行しております。落札率につきましては70.8%でございます。

納期につきましては、本日議決していただきましたならば、本契約を締結しまして、令和8年3月19日までであります。

以上で説明終わります。

以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第30号財産の取得についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第6 議案第31号職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例等の一部を改正する条例**

---

○議長(久保広幸君) 日程第6 議案第31号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第31号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。

○総務課長(丹崎秀幸君) それでは、議案第31号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は22ページとなります。

この改正は、職員に対する各種支援制度を充実させ、育児や介護と仕事を両立させる勤務環境を整えようとするものであります。

それでは、資料により御説明申し上げますので、議案説明書資料ナンバー1-1を御覧ください。

こちらは新旧対照表となります。表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線部分が改正箇所となりますので、御参照いただきたいと思います。

まず初めに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例であります。時間外勤務の制限について制度を拡充するため、第8条の4第2項において「3歳に満たない子」としているところを「小学校就学の始期に達するまでの子」とし、育児の対象年齢を引き上げようとするものです。

この改正に伴い、同条第4項の読替規定においては、文言を整理しております。

次に、資料ナンバー1-2に移ります。1ページをめくっていただきたいと思います。

第15条において、配偶者等の定義を規定した上で、第15条の2-2及び第15条の2-3を新設しております。職員に対して介護に関する制度等を周知すること、また、必

要に応じて意向確認をすること、勤務環境の整備に関する措置など、任命権者が講ずべき事項について定めようとするものです。

続きまして、資料ナンバー1-3中段から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員法の一部を改正する法律の附則における経過措置が改正されたことに伴い、項ずれが発生したために改正しようとするものです。

新旧対照表にありますとおり、改正附則第2項において、「第9条第3項」とあるのを「第9条第2項」と改めるものであります。

なお、これらの改正については、公布の日から施行することとしております。

それでは、議案集の22ページに戻ります。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） 労働者の環境というか、職員の働き方の環境を整備するために、今回こういうふうな条例を修正しながらやっていくということについては、やっぱり時代に即応したのではないかなと思うのですけれども、ちょっと疑問に思う点をお聞きしたいと思っておりますので、お答え願いたいと思っております。というのは、資料1-2の第15条に関してなのですけれども、言っている意味は分かるのですけれども、いわゆる職員の両親、配偶者も含めたその人たちを介護する場合においては、縛りというか、約束事とか何かあるのかどうか説明できますか。

例えば、同居人であるかないかとか、あるいは陸別町に住んでいるのかいないのかとか、そういうようなことをちょっとお聞きしたいと思っております。

それからもう一つは、第15条の2で、これは前回もあった分ですけれども、40歳という区切りが一応目安なのですけれども、このときに今言ったような介護をする場合における説明をするというのですけれども、その辺、40歳というのはどういうハードルなのか説明願いたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず1点目、両親の介護等において何か条件があるのか、同居・別居あるいは町内外に在住されている、そういったことがあるのかという御質問だと思いますが、この父母に関しては、第15条で介護休暇の対象ということで、要介護者についての定めがありますが、ここに記載のとおり、父、母、子、配偶者の父母、その他規則で定めるものというふ

うになってございまして、特段、同居あるいは別居といった条件は付しておりません。また、町内在住であるかどうかについても問わない、そういった内容になっております。

参考までに、その他規則で定めるものということですが、こちらには、祖父母及び兄弟姉妹等が含まれると、そのようになっております。

続きまして、2点目の40歳ということですが、こちらにも新設されました第15条の2の2に記載がありますが、任命権者は職員に対して当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならないと、このように規定しております。なぜ40歳かということはありませんけれども、これは国に準じて定めさせていただいております。介護保険とかも40歳からというようなこともありますので、国において何らかの意図があって40歳というような決めをしているのではなかろうかと推測はいたしますが、特段、ここに決めたという理由がほかにあるわけではございません。ただし、40歳になるまで情報提供は一切しないというわけではございませんので、第15条の2の2において定めもございまして、40歳になる以前に、当然、介護が必要になるケースもあろうかと思っておりますので、広く職員にはこういった制度がありますよというのは周知していきます。その上で40歳になったときに、改めてもう一度さらに深く説明をさせていただくというようなことを、任命権者に対して義務を課している、そのような内容となっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） 前段の同居か、あるいは町外か町内かなのですけれども、これは職員が地元で親を介護するという姿勢を、やはり職務柄の関係でどうしても、簡単に言えば町外のところに行って、父母をあるいは親族を見なければならない、できるのであれば、やはり地元、陸別町の職員の方が町外に行くということではなくて、できるだけ地元に来てもらって介護をすることが、私は非常にいい結果が生まれると思います。そして、必ずしもずっと全て介護で終わるわけではなく、年齢とともにいろいろな認知症とかそういうものがある中では、当町の介護施設とかそういうものとリンクしていくような方法を取っていくことが、陸別町の住民人口の継続になるのではないかと思いますので、その辺の規則を縛れば縛るほど職員にとって取りづらい面もあろうかと思うのですけれども、その辺についての任命権者が説明するかどうかというのについて、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、40歳の縛りについては、どうのという国の規定もないけれども、今、総務課長が説明したように、40歳未満であっても介護を必要とする、あるいは職員が介護のために休暇を取らなければならないことがあろうかと思うのですけれど、その辺は臨機応変にしなければならないと思うのですけれども、こういうふうにはっきりというか、40歳に達した日だけということでは、何となく前段に言ったように、職員の働き方改革と、それからいわゆる親族の介護をする場合には、もう少し柔軟な姿勢であったほうがいいのではないかと思いますけれども、40歳というのは何となくハードルを決めすぎるのではな

いかと思うのですけれども、その辺について、今、課長が説明したように、その都度40歳未満であっても、本人からの申請があれば介護の説明をしていくということで理解がいいのかどうか、その辺についてもう一度説明願います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 1点目の町外の方ではなく、できるだけ地元で介護するほうがいいのではないかとというような御意見だったかと思いますが、介護される方、する方、それぞれの御家庭にいろいろな事情があろうかと思えます。ここで細かく規定をしてしまいますと、なかなか使い勝手が少し悪くなったりとか、いろいろあろうかと思えます。議員おっしゃることも非常によく理解できますし、近くで介護されるほうがよろしいのではなかろうかという御意見、非常によく理解できます。

しかしながら、それぞれの御家庭の事情に寄り添うような形で、こういったケースであっても介護休暇が利用できるようにということで、こちらは定めさせていただいております。職員によっては使えないというような状況が生まれないように、その辺も配慮しながら運用していかなければならないのかなということで考えております。

それから、2点目の40歳についてですが、先ほども申し上げましたとおり、40歳にこだわらず、職員全員には広く周知する予定であります。今回の第15条の2の3に勤務環境の整備に関する措置ということで、第1号に介護両立支援制度等に係る研修の実施というのがございます。この研修については、全職員対象に行う考えでありますので、年齢に関係なく、こういった周知を徹底していきたいなど、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第32号職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第7 議案第32号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第32号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第32号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は24ページ、議案説明書は資料ナンバー2を御覧いただきたいと思ひます。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条ずれが発生したために改正しようとするものであります。

法律においては、非常勤職員の部分休業を定めている箇所となります。

では、条文を朗読いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第3項中、第61条第32項において、読み替えて準用する同条第29項を「第61条の2第20項」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第33号町税条例の一部を改正する条例

---

○議長(久保広幸君) 日程第8 議案第33号町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第33号町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うとします。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(久保広幸君) 本間町民課長。

○町民課長(本間 希君) それでは、議案第33号町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は25ページから29ページとなります。

このたびの条例については、地方税法と関係法例の改正により、大きく五つの点について改正しようとするものであります。

1点目は公示送達関係、2点目は個人町民税関係、3点目は固定資産税関係、4点目は軽自動車関係、5点目は町たばこ税関係であります。

内容につきましては、議案説明資料で順に説明いたします。

資料ナンバー3-1をお開きください。

1、公示送達関係であります。

改正する箇所は、条例第6条となります。

施行日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となります。

改正の内容は、公示送達の方法にインターネットを用いる方法が追加されるものです。

例としましては、町のホームページに送達事項を掲載し、不特定多数の方が閲覧可能とすることにより、役場前の掲示場で行うことと同じ効力が発生することとなります。

次に２、個人町民税関係であります。

主な改正点は、地方税法の改正で、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、町税条例についても関係する箇所を改正するものです。

条例の施行は令和８年１月１日で、令和８年度の課税から適用されます。

改正される条文箇所は、第１８条、第２６条、第２７条の２、第２７条の３となります。

改正の内容は、①令和８年度以後の各年度分の個人の町民税について、同一生計の配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額の要件が、現行の４８万円以下から５８万円以下に引上げとなります。

②令和８年度以後の各年度分の個人の町民税について、所得割の納税義務者が、特定親族（生計を一にする１９歳以上２３歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないもの）を有する場合に、特定親族特別控除として、次の表のとおり控除されることとなります。

表の右側が控除額となります。

特定親族の合計所得金額により段階的に定められた控除額が、前年の総所得金額等から控除されることとなります。また、今回の改正に合わせて、特定親族特別控除に係る文言の追加、個人住民税申告義務に係る規定の整備、扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行っております。

資料ナンバーの３-２をお開きください。

次に３点目、３、固定資産税関係であります。

今回の改正については、令和７年度以後の固定資産税について適用されます。

（１）わが町特例に係る特例割合の見直し等であります。

改正箇所は、条例附則第１０条の２となります。

内容につきましては、法律改正に伴う項ずれの修正と参酌基準に合わせた特例割合の修正を行っております。

資料ナンバー３-４、３-５を御覧ください。

わが町特例に係る新旧対照一覧となっております。

右の備考欄に改正の有無を記載しております。

資料ナンバー３-２にお戻りください。

次に、（２）新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等であります。

改正箇所は、条例附則第１０条の３となります。

内容につきましては、特定マンションについて申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設するものであります。

次に、（３）法律改正に合わせた規定の削除であります。

改正箇所は、附則第10条の4、10条の5となります。

平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用について、法律改正に合わせて規定を削除しております。

次に、4点目の軽自動車税についてであります。

(1) 二輪の車両区分の見直しであります。

改正箇所は、条例第70条で、令和7年4月1日から施行となります。

内容につきましては、二輪の原動機付自転車のうち、総排気量125cc以下で最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割合の税率を新たに新設するものです。

新設された背景といたしましては、令和7年11月以降から新たな排出ガス規制が適用されます。この規制に適合しました総排気量50cc以下の原動機付自転車の生産・販売が困難になるという見通しであるため、道路運送車両法施行規則を改正し、総排気量125cc以下で最高出力が4.0キロワット以下の原動機付自転車が第一種原動機付自転車に追加されました。このことから、新設された区分について新たに税率を定めるものであります。

次に、(2) マイナ免許証の運用開始に伴う運転免許証提示義務に係る規定の整備であります。

改正箇所は条例第77条で、令和7年4月1日施行となります。

内容につきましては、マイナンバーカードと運転免許証及び運転経歴証明書の一体化が令和7年3月24日から開始されたことにより、身体障害者等に対する種別割の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定について、整備を行うものです。

この改正によりまして、減免申請に係る運転免許証の提示に加え、運転免許証の情報が記録されたマイナンバーカードの提示によっても可能となります。

次に5点目、町たばこ税についてです。

(1) 加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例についてであります。

改正箇所は、条例附則第16条の2-2を追加するもので、令和8年4月1日施行となります。

資料ナンバー3-3にお進みください。

改正の内容は、加熱式たばこの課税標準につきまして、紙巻きたばこと同水準になるよう見直すものであります。

なお、課税標準の見直しにつきましては、次の表のとおり激変緩和の観点から、経過措置が講じられております。

次の資料ナンバー4-1から4-14は、新旧対照表となりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。

それでは、議案集の28ページにお戻りください。

改正の内容と附則につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、条文及び

附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第 33 号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 33 号町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 9 議案第 34 号陸別町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第 9 議案第 34 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 34 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行並びに国民健康保険、財政の都道府県単位化に伴う将来的な国民健康保険税の平準化及び財政基盤の安定を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） それでは、議案第 34 号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は30ページ、31ページとなります。

改正の内容につきましては、議案説明書で説明いたしますので、資料ナンバー5-1を御覧ください。

このたびの条例は、地方税法施行令の改正によるものと、令和12年度をめどとする全道統一の税率と税額を見据えた改正となります。

それでは、順に御説明いたします。

1、地方税施行令の一部改正による改正部分であります。

改正は、①課税限度額の引上げ、②減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの2点となります。

資料ナンバー5-2を御覧ください。

上段の表となります。賦課限度額の改正の表となります。この表は、各区分ごとに令和6年度と令和7年度を比較した表となります。合計欄になりますが、金額で比較すると令和7年度の減額額が令和6年度より3万円増の109万円に引き上げられることとなります。

次に、②減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについてであります。今の表の下段です。軽減判定所得基準の改正の表を御覧ください。

7割軽減の判定基準については改正がありません。5割軽減と2割軽減につきましては、被保険者1名当たりとなる下線部分の金額が、記載のとおりそれぞれ引き上げられることとなります。

資料ナンバー5-1に戻っていただきまして、次に2、国民健康保険税率及び税額の改正であります。

説明の冒頭でも申し上げましたとおり、令和12年度の全道統一の保険税率と税額に向けての改正となります。北海道から示されております市町村ごとの標準保険料率を参考としまして、段階的に見直しを行うもので、2年ごとの改正を予定しております。今回が改正の初年度となります。

賦課割合（税率等）の改正の表を御覧ください。

各区分ごとに令和6年度と令和7年度の税率、税額を比較した表となります。

資料ナンバー5-2の低所得者軽減額の改正につきましては、改正後の税額による各軽減区分ごとに算出した税額を記載しております。

続きまして、資料ナンバー6-1から6-7は新旧対照表となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

議案集の31ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略させていただきます。

附則を読み上げます。附則、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2、この条例による改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） ただいまの説明で大体的に分かったのですが、これは標準化、全道を一律にするために、少しずつ上げるといふ形なのですが、令和12年ということになれば、あと5年後なのなのですが、毎年こういうようなことで少しずつ上がるのか、それとも標準化が一定程度でとまるのか、その辺の見通しはどういうことなのか。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、税率・税額の改正ですが、一応2年ごとの改正を予定しております。次に改正する予定としましては2年後になりますので、令和9年度、そして令和11年度にまた改正する予定で、その11年度の改正をもって、全道一律の水準と同水準に持っていく予定としております。

○議長（久保広幸君） 6番、谷議員。

○6番（谷 郁司君） という見通しで、今、説明を受けたのですが、大体の概算というか、将来の見通しですから、全道的な問題もあると思うのですが、2年後と4年後、その辺になったら一体どれぐらい今の形から上がるのか下がるのか同じになるのか、その辺についての見通しはどうですか。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） ただいまの御質問にお答えいたします。

税率改正の見込みではありますが、一例を申し上げます。医療分、説明資料で申し上げますと説明資料5-1、賦課割合税率等の改正の一覧表で、現在、令和6年度、一番上段の基礎課税分、所得割6年度で6.1%、このたび令和7年度で7.2%としております。次に改正を予定しております令和9年度においては、この7.2%が8.2%、次に令和11年度の最終となる改正見込みでは8.91%という見込みでおります。

あとは順に、大体増減割合については均等に、あと2回増えていくような形で予定しております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(久保広幸君) これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時04分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員